

## 【令和6年度新潟地方最低賃金審議会 第3回新潟県最低賃金専門部会 議事録】

1. 日時 令和6年8月2日(金) 13:30~17:30

2. 会場 新潟美咲合同庁舎2号館4階共用会議室A

3. 出席者

公益代表委員 長谷川委員(部会長)、佐々木委員(部会長代理)、磯部委員

労働者代表委員 遠藤委員、梅野委員、田辺委員

使用者代表委員 徳武委員、八木委員、池田委員

事務局 足立労働基準部長、金丸賃金室長、広瀬賃金室長補佐、

佐藤賃金指導官

4. 議事次第

(1) 新潟県最低賃金の改正について

(2) その他

5. 資料

配布資料のとおり

6. 議事内容

[事務局] 賃金室長補佐

定刻になりましたので、ただ今から令和6年度第3回新潟県最低賃金専門部会を開会いたします。

まず、定足数について御報告いたします。本日は、委員の皆様全員から御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項、同令第6条第6項の規定により、本専門部会は有効に成立していることを御報告いたします。

本専門部会は公開となっており、傍聴者を募りましたところ、10名以上の申出があり、抽選の結果、10名の方を選出しましたので、本日は10名の傍聴者がおられます。また、取材として報道関係者1社2名の方も傍聴されております。

それでは、以後の議事進行は部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

[長谷川部会長]

本日も、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議題の(1)「新潟県最低賃金の改正について」に入ります。最初に、事務局より連絡事項はございますか。

[事務局] 賃金室長

他局での結審等の状況について御報告させていただきます。本日現在、3局の情報を把握しておりますので、御報告します。

まず、大阪局になります。改定後の地賃額が1,114円、引上げ額は目安どおり、専門部会全会一致で答申された、ということを確認しております。続きまして、静岡局になります。改定後の地賃額が1,034円、引上げ額は目安どおりで、専門部会報告の段階ということを確認しております。最後に、滋賀局になります。これも専門部会報告の段階になりますが、改定後の地賃額1,017円、引上げ額は目安どおり、ということを確認しております。御報告は以上となります。

[長谷川部会長]

ありがとうございました。ただ今の説明に対し、御質問はありませんか。よろしいですか。ないようですので、これから審議に入ります。

この場で御主張したいことが労使双方、何かございますか。

[徳武委員]

使用者側はありません。

[遠藤委員]

労働者側もありません。

[長谷川部会長]

承知しました。ないようですので、二者協議に入ります。

本日は、まず、使用者側委員からお願いしたいと思います。

公使協議の前に、委員間で打合せする時間は必要ですか。

[徳武委員]

特に必要ございません。

[長谷川部会長]

了解しました。それでは、公使協議から始めたいと思います。

事務局から連絡事項をお願いします。

[事務局] 賃金室長補佐

それでは、この後二者協議となり、非公開となります。

傍聴者の方は、このまま議場で待機をお願いいたします。

まず、委員の皆様方の本日の控室を御案内いたします。公益委員は、前回と変わりました2階新潟労働基準監督署会議室、ここが二者協議会場となります。労働者側委員は3階労働基準部長室、使用者側委員は3階第3小会議室が控室となります。この後御案内させていただきます。

それでは、公使協議から行います。公益委員と使用者側委員の皆様は、2階新潟労働基準監督署会議室へ御移動をお願いいたします。よろしく申し上げます。

~~~~以後、「公労会議」「公使会議」の二者協議となり、非公開~~~~

公使二者協議：1回目

公労二者協議：1回目

公使二者協議：2回目

公労二者協議：2回目

公使二者協議：3回目

公労二者協議：3回目

公使二者協議：4回目

~~~~ここまで、「公労会議」「公使会議」の二者協議となり、非公開~~~~

[長谷川部会長]

大変お待たせしました。それでは、全体会議を再開いたします。

本日の経過を簡単にお知らせいたします。前回に引き続き、個別の交渉を重ねました。

まず、使用者側からは前回から歩み寄りがあり37円を、その後、労働者側からも歩み寄

りがあり 57 円の金額提示がございました。

ただ、ここから更に歩み寄りというのは労使双方で見られず、その結果、公益委員のほうで公益委員見解を出すということになりました。本日は、その案を労使双方へお示ししたところでございます。

次回は、8月5日、第4回専門部会を午前9時半から開催いたします。そこで、本日お示しした公益委員見解の案を基に、また審議を行っていきたいと思います。

次回を最終の専門部会にしたいと考えておりますので、労使双方、結審できるように御協力をお願いいたします。

委員の皆様、ほかに何かございませんか。

[ 公労使各委員 ]

特にありません。

[ 長谷川部会長 ]

ありがとうございます。それでは、議事を事務局へお返しします。

[ 事務局 ] 賃金室長補佐

それでは、ただ今をもちまして、第3回新潟県最低賃金専門部会を閉会いたします。

次回につきましては、今ほど部会長の説明にありましたとおり、週を明けて8月5日月曜日午前9時半から、場所は同じくここ4階共用会議室で第4回新潟県最低賃金専門部会を開催いたします。大変お疲れさまでございました。